

## 美浦村競争入札参加資格審査申請要領 (令和7・8年度分定期受付)

### <重要>

美浦村で申請受付を行うのは申請種別が「物品・役務等」の入札参加資格審査のみとなります。申請種別が「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」の入札参加資格審査については、「茨城県入札参加資格申請共同受付」により受付を行います。

### 1. 受付期間及び時間

#### (1) 申請者データの入力可能期間

令和7年1月20日(月)～令和7年2月28日(金)

#### (2) 必要書類受付期間

令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金) ※当日消印有効

※ 提出方法は原則郵送または信書便のみとします。持参の場合は美浦村役場開庁日の午前9時～正午・午後1時～午後5時(2月28日のみ午後4時まで)までとし、企画財政課での受取のみとなります。

### 2. 申請種別 ※【 】内はシステム上使用する略称

物品・役務等【物品】

建設工事【工事】及び測量・建設コンサルタント等【測量】に該当しない業種又は役務の提供を対象とする。リストから入札参加を希望する業種をすべて選択すること。リストにない業種を希望する場合は、「その他の業種」を選択し、備考の欄に主力の取扱い業種や品目を詳細に入力すること。また、この備考欄にはそれぞれの業種区分の品目や取扱メーカー、許可番号等を自由に記載すること。

### 3. 審査申請の流れ ※(1)及び(2)は申請者が、(3)は美浦村が行う。

#### (1) 申請者データの仮登録

##### a) 令和5・6年度分の登録がされている場合

前回の申請時に取得した「認証番号」と「パスワード」をそのまま使用し美浦村競争入札参加資格審査受付システムへログインする。このとき、「申請履歴一覧」に、前回登録した内容(注)が「審査待ち」として表示された状態になっているので、「詳細」をクリック後「訂正する」をクリックし、展開された内容を確認・修正して「登録」ボタンをクリックすることで、美浦村への仮登録が完了すると共に「申請書」を印刷できるようになる。

(注)「前回申請時に入力された内容」のため、登録期間内に入札参加資格変更届が出されていても、その内容は反映されないので注意すること。

なお、「認証番号」と「パスワード」を紛失してしまった場合は、美浦村役場 総務部 企画財政課へメールにより照会することができる。この場合、現在美浦村が照会対象者の情報として登録しているメールアドレスや電話番号に回答を行うので留意すること。

前回データの引き継ぎは必須ではないので、時間的余裕がない等の理由により照会を行うことが困難な場合は、b)により新規に取得すること。

#### b) 新規に登録を行う場合

美浦村ホームページから案内に従って認証番号・パスワード発行画面へ展開し「認証番号」と「パスワード」を取得する。

「認証番号」と「パスワード」は、次回以降に定期受付を行う際にも必要になるので、控えておくこと。

「認証番号」と「パスワード」の取得後、美浦村競争入札参加資格審査受付システムへログインし、案内に従い必要事項を入力後「登録」ボタンをクリックすることで、美浦村への仮登録が完了すると共に「申請書」を印刷できるようになる。

※ 仮登録内容については、受付完了までは前述のa)により自由に何度でも訂正することができる。ただし、書類提出後に訂正が必要になった場合は、美浦村役場 総務部企画財政課に連絡すること。

### (2) 申請書類の提出

前項の「申請書」と、別表により指定された「必要書類」を次項のとおりファイルに綴じ、受付票送付用封筒又は受付印押印用ハガキ（宛名記載・切手貼付済のもの）を同封の上、郵送等により提出する。書類提出の際は、封筒もしくは宅配物の宛名書き面に「令和7・8年度競争入札参加資格審査申請書類在中」と朱書きすること。

※ 申請書類の記載内容をよく確認したうえで提出すること。特に、仮登録完了後に訂正を行った場合は、訂正前の申請書を誤って提出することのないよう、申請書に記載される仮登録日時を確認すること。

### (3) 申請書類の審査

提出された書類に不備がないこと及び仮登録内容に誤りがないことを確認した時点で、受付が完了する。受付完了後、受付票又はハガキに受付印を押印し返送する。

※ 提出された書類に不足があった場合は、その不足した書類を「必要書類受付期間」又は「その不足に係る連絡を受けた日から2週間以内」のいずれか長い方の期間内に提出しない場合、受付未了となり、受け付けることができない。

## 《A4紙ファイル見出し記載例》

### 4. 必要書類を綴じるファイルの形式と記載例

(1) A4縦の紙ファイルを使用する。

※ ファイルの色指定はないが、不燃物は使用しないこと。

(2) 表紙と背表紙に申請種別と会社名を記入する。

(3) 申請書及び必要書類（提出不要となっているものを除く）を、別表1左欄の番号順に綴じる。

物品・役務等	物品・役務等
〇〇株式会社	〇〇株式会社

### 5. 申請者データを仮登録しない場合の取り扱い

申請者データの入力可能期間内に仮登録が完了していない場合は、手続き上の不備に該当するものとして無効となるため、申請を受け付けることができないので注意すること。

※ インターネットが整備されていない場合は、別途の取り扱いとなるので、申請者データの入力可能期間中に美浦村役場 総務部企画財政課まで連絡すること。

### 6. 提出先

〒300-0492

茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村役場 総務部企画財政課 管財係  
TEL 029-885-0340 (内線) 208

美浦村ホームページアドレス <https://www.vill.miho.lg.jp/>

### 7. 競争入札参加資格の有効期間

令和7・8年度（令和7年4月1日～ 令和9年3月31日）

### 8. 資格審査の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者。

(2) 美浦村の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受け、当該事実の後2年を経過していない者。

(3) 協業組合又は事業協同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について、組合の定款に共同受注についての定めがないもの。

(4) 申請書類に虚偽の記載をして申請した者。

(5) 資格審査を申請する日現在で、営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者。

(6) 国税、茨城県税及び美浦村税のいずれかに滞納があり、別表2に規定する証明書を提示できない者。

(7) 美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表の措置要件のいずれかに該当したため、同要綱の規定により競争入札参加資格を有しないとする期間を定められ、その期間内にある者。

## 9. 競争入札参加資格の取消し

この申請において競争入札参加資格を有したもの（以下「有資格者」という。）が、次のいずれかに該当したときは、当該資格を取り消すと共に、有資格者名簿から抹消する。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しないもの又は破産者になったとき。
- (2) 営業に関し、法律上必要とする許可・認可又は登録等の取消しを受けたとき、又は失効したとき。
- (3) 営業を廃止したとき。
- (4) 美浦村の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けたとき。
- (5) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載せずに申請したと認められるとき。
- (6) 名簿の公表を拒否したとき。
- (7) 美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表の措置要件のいずれかに該当したとき。

### 美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱 別表

措 置 要 件
1 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加しているものが、暴力団等であると認められるとき。
2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために暴力団等を利用したと認められるとき。
3 いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。
4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加しているものが、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 暴力団等が所有、経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社との下請契約、原材料等の購入又は産業廃棄物処理施設を利用したと認められるとき。
6 暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合の発注者への報告、警察への届出義務を怠ったと認められるとき。
7 建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する美浦村の指示に従わなかったと認められるとき。

## 10. 別表1の右欄に記載されている書類様式の名称の規定

- (1) 入札参加資格審査申請システムから出力される様式又は美浦村ホームページから取得する様式（以下「独自様式」という。）
- (2) 申請者側に申請内容の表示形式を任せる様式（以下「任意様式」という。）

## 11. 別表1において指定する期間は、特に指定のないものについては直近の決算日を基準とすること。

## 1 2. 注意事項

- (1) この申請に基づいて作成された有資格者名簿については、閲覧希望者を対象に公表する。また、美浦村ホームページにおいても公表予定とする。
  - ・ 公表の対象となる項目は、「登録番号」、「商号又は名称」、「所在地」、「代表者」、「営業所名称」、「営業所所在地」、「営業所代表者」、「委任の有無」とする。
  - ・ 申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとする。
  - ・ 当該公表を拒否する者の申請は受け付けることはできない。また、申請書を受理した後に公表を拒否する場合は、書面により意思表示をするものとし、その時点で競争入札参加資格を喪失したものとみなして、資格者名簿から削除するものとする。
  
- (2) (1) による公表とは別に、「美浦村建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定書」(平成20年6月20日締結)に基づき、有資格者名簿の情報を茨城県警察稲敷警察署へ提供し美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表の措置要件に該当するか否かの照会を行う予定である。当該照会に対する同意および拒否に関する取扱いは(1)と同様とする。
  
- (3) 官公署の発行する諸証明書等は、発行日が申請書提出日の時点で3か月を過ぎていないものとする。その他の許可証・登録証・資格証等の写しを添付するときは、書類提出時に許可・登録・資格等が有効であるものとする。
  
- (4) 令和7・8年度において美浦村の競争入札に参加できる者は、この申請又は茨城県入札参加資格申請共同受付による申請を受理されたことにより美浦村の有資格者名簿に登載された者に限られる。

## 1 3. 問い合わせ先

美浦村役場 総務部企画財政課 管財係

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地

TEL 029-885-0340 (内線) 208 FAX 029-885-4953

(認証番号及びパスワード紛失時の照会先メールアドレス)

[kizai★vill.miho.lg.jp](mailto:kizai★vill.miho.lg.jp) ※★は@に置き換えること

## 別表1【物品・役務等】

※様式の説明は10項を参照

順	書類名称	書類様式
1	入札参加資格申請書チェックリスト	独自様式 (村ホームページから取得)
2	一般競争(指名競争)参加資格申請書(物品・役務等) ※実印を押印すること	独自様式 (システムから印刷)
3	印鑑証明書	写し可
4	法人番号指定通知書の写し 又は 国税庁法人番号公表サイトの写し (法人のみ)	
5	事業を行うにあたり、登録もしくは許可が必要な業務である 場合はその登録証明書又は許可証明書	写し可
6	商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書(法人の場合) 代表者の身分証明書(個人事業の場合)	写し可
7	営業所一覧表 (支店・営業所を設けていない場合は提出不要)	任意様式
8	販売等実績内訳書(過去2年分を提出)	任意様式
9	未納の税額がないことの証明書や完納証明書等 ※別表2参照	写し可 ※電子納税証明書のFD提出及び 電子納税証明書による印刷物は 不可
10	使用印鑑届(実印を使用する場合は提出不要)	任意様式
11	財務諸表(直前決算分)	写し可
12	「ISO9001」、「ISO14001」、「ISO27001」、 「プライバシーマーク」の登録認定証 (取得していない場合は提出不要)	認定登録証の写し
13	委任状(営業所等に委任しない場合は提出不要)	任意様式

別表2 業者区分別 提出すべき「未納の税額がないことの証明書や完納証明書等」の一覧

業者区分 税種	村内業者	県内業者	県外業者
国税	法人…様式その3の3 個人…様式その3の2		
都道府県税	様式第40号の4(ア) ※証明を受けようとする税目は 「すべての税目」を指定すること。		提出不要
市町村税	完納証明書 (美浦村役場収納課発行)	提出不要	

※ 業者区分の定義は以下のとおり。(この定義は納税証明書提出に係る取扱いでのみ用いる。)

なお、複数の区分に当てはまる場合は上(表中では左)にある方を適用する。

- ・ 村内業者…美浦村に納税義務がある業者
- ・ 県内業者…美浦村以外の茨城県内市町村に納税義務がある業者
- ・ 県外業者…茨城県内の市町村に納税義務のない業者

※ 各証明書は、申請書提出日の時点において3か月を過ぎているときは無効とする。

※ 国税の納税証明書の請求は、本店所在地、住所地を管轄する税務署になるが、電子申請(e-Tax利用)による証明書の発行も可能。詳しくは、国税庁ホームページを参照すること。